

## 酒田市農水産品等輸出促進助成金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により本市産農水産品及び加工品の消費が低下し、農水産品の生産者、加工業者、卸売業者等の経営に影響を及ぼしていることから、酒田港国際定期コンテナ航路を利用して酒田市産の農水産品等を海外市場へ輸出する事業者の取り組みを支援するため、輸出に要する経費の一部を助成する酒田市農水産品等輸出促進助成金(以下「助成金」という。)に関し、酒田市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 荷主 船荷証券上の荷送人(以下「B/L 荷主」という。)又は船荷証券に記載のない実質上の荷送人(以下「実質上の荷主」という。)で、日本国内に主たる営業所を有する者をいう。
- (2) 酒田市産 酒田市内で収穫された作物等をいい、加工品の場合は主たる原材料が酒田市内で収穫された作物を加工した物又は酒田市内で加工された物をいう。
- (3) 農水産品等 別表に定める農水産品及び軽工業品をいう。
- (4) T E U 20 フィートコンテナ 1 個の単位をいう。
- (5) F C L コンテナ 1 個を単位として発送される大口貨物をいう。

### (助成対象者等)

第 3 条 助成の対象となる事業者は、F C L の荷主であつて、次条に定める助成対象期間中において酒田港国際定期コンテナ航路を利用して酒田市産の農水産品等の輸出を行った者とする。ただし、この告示による助成の対象貨物について他の助成金等の支援を受けている荷主については、助成の対象としない。

### (助成対象期間)

第 4 条 助成対象期間は、貨物が積載される船舶の酒田港への入港日が令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までとする。

### (助成対象貨物量)

第 5 条 助成対象貨物量は、助成対象期間に酒田港に入港した酒田港国際定期コンテナ航路利用における輸出貨物量の合計とする。

### (助成金の額等)

第6条 助成金の額等は、助成対象期間の貨物量1TEU当たり8万円とし、1荷主の上限を24万円とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和3年2月1日から3月1日までに必要書類を添えて、農水産品等輸出促進助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件を満たしている場合は助成金の交付を決定し、申請者に農水産品等輸出促進助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

2 市長は、審査の過程において、提出された書類のみで要件を満たしているか確認できない場合は、農水産品等輸出促進助成金交付申請に係る取扱貨物量の確認書(様式第3号)により海運貨物取扱業者等関係者に照会するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請又は不正の手段により助成金を受領した者に対し、当該助成金の返還を命ずることができる。

(適用除外)

第10条 規則第21条の規定により、規則第13条の規定については第7条の交付申請書の添付書類に代えるものとし、規則第14条の規定については第8条の審査に基づく決定に代えるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は令和2年9月28日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

港湾調査に用いる品種分類

大分類	中分類
-----	-----

農水産品	麦
	米
	とうもろこし
	豆類
	その他雑穀
	野菜・果物
	綿花
	その他農産品
	羊毛
	その他畜産品
	水産品
軽工業品	製造食品
	飲料